

「矢作デマンド」実証実験 運行計画（素案）

（2023 年 1 月 15 日～2023 年 3 月 31 日）

■はじめに

本市では、「新たなくらしと活力の創造を支える交通体系」を基本理念に掲げ、令和３年度に「岡崎市地域公共交通計画」を策定した。同計画の基本目標にて「地域のニーズにあった地域主体の交通の実現」を掲げ、地域の実情に合わせた輸送資源の見直し及び地域が自らデザインする交通モードの導入に向けて取り組んでいる。

今回、「矢作デマンド」の実証実験を行う矢作地域は、計４か所の鉄道駅及び計５路線の既存バス路線が運行しているが、鉄道・バスの徒歩圏から外れる地域も多く存在し、日常生活における移動手段の確保が必要不可欠な地域である。

そのような現状の課題を受け、地域が主体となり、地域内交通検討の組織として「矢作地区エリアバス導入検討会議」が令和元年９月１９日に設立された。設立後は同検討会議が主体となり、地域住民へのアンケート調査や既存交通事業者との協議を行い、矢作地域の実情に合わせた移動手段の導入について継続的に検討してきた結果、今回、日常生活における移動手段の確保に向けた最適な交通モードを検証するための「矢作デマンド」実証実験を行うものとする。令和４年４月に既存バス路線の再編が実施され、地域内での公共交通利用の機運も高まりつつある同地域にて本実証実験を行い、地域課題の解決を目指す。

1 矢作デマンドの運行に関する事項

(1) 送迎対象

矢作デマンド会員登録申込書を（ 運行事業者名 ）へ提出した者（以下「会員」という。）及びその同乗者とする。

- ・会員登録申込書は原則地域で取りまとめ（ 運行事業者名 ）に提出する。

(2) 会員条件

以下の条件を全て満たすことを会員条件とする。

- ・矢作東小学校区、矢作北小学校学区、北野小学校区、矢作西小学校区、矢作南小学校区（以下、「矢作地域」という。）に在住している者とする。
- ・自力で予約停留所まで移動及び乗降することができる者。
※介助者の同行により乗降できる場合は利用可。

- ・矢作地域に在住とは、同地域に居住しているものとする。なお、会員が学区外へ転出した場合には、その時点で会員の資格を失い、登録を抹消するものとする。
- ・高校生以下の者の登録は保護者の同意が必要なものとする。（高校生以下の者とは、会員登録時点で年齢が18歳以下の者をいう。）

(3) 運行日・運行時間

運行日は月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日とし、次に掲げる日を除くものとする。

（ア）祝日

（イ）名古屋鉄道株式会社（以下「事業主体」という。）及び市が別に定めた日

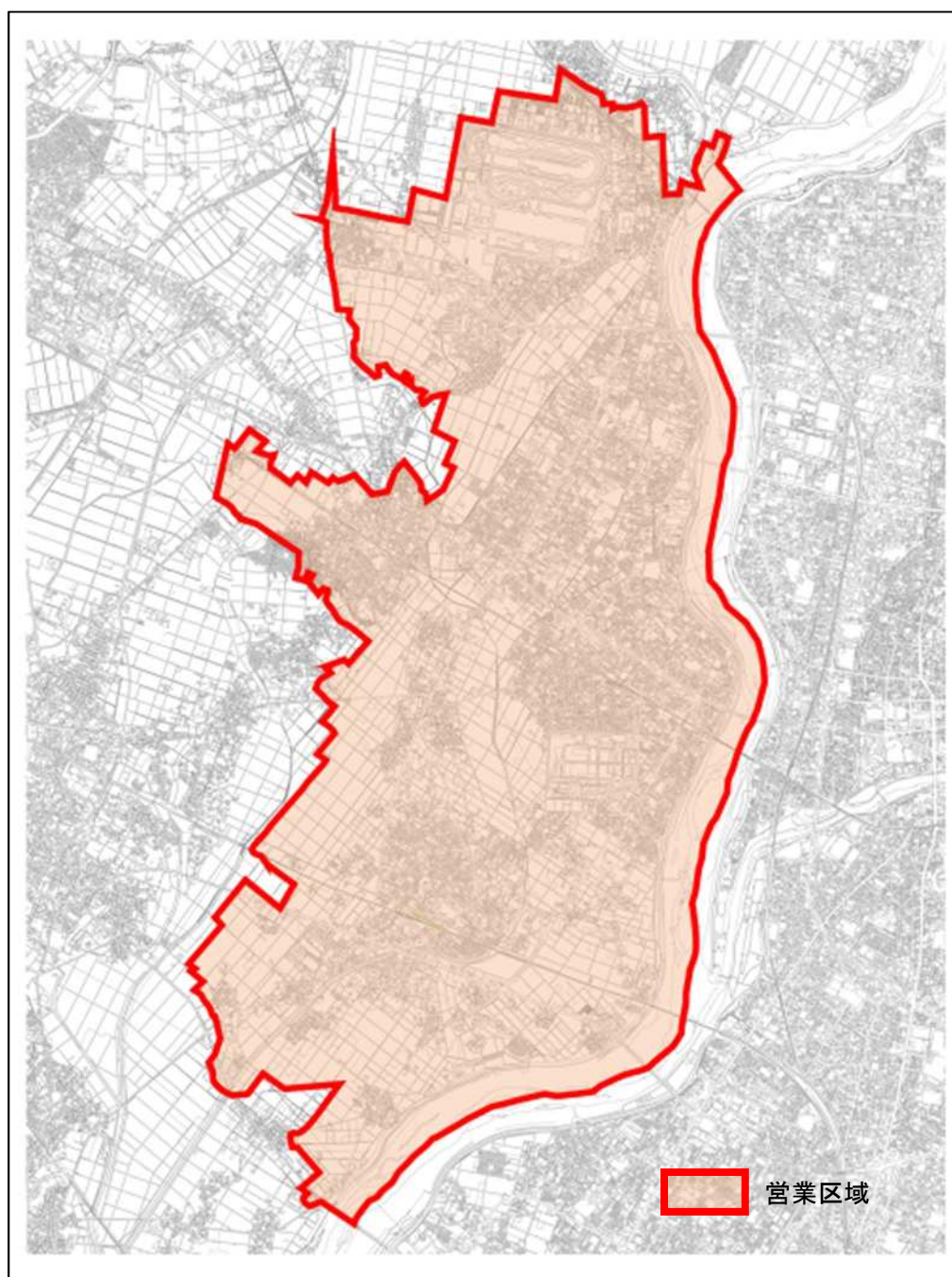
（ウ）その他、天候条件や災害など安全な運行に支障がある日

運行時間は交通事情等によりやむを得ない場合を除き、運行日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 営業区域

営業区域は以下に示す区域とする。(図1 営業区域図参照)

- ・営業区域は、岡崎市内の以下の区域とする。
北野町、橋目町、小針町、森越町、舩越町、西大友町、東大友町、中園町、宇頭町、宇頭北町、宇頭東町、宇頭南町、西本郷町、矢作町、北本郷町、東本郷町、富永町、新堀町、筒針町、渡町、大和町、暮戸町、昭和町、上佐々木町、下佐々木町、東牧内町、島坂町



▲図1 営業区域図

(5) 停留所

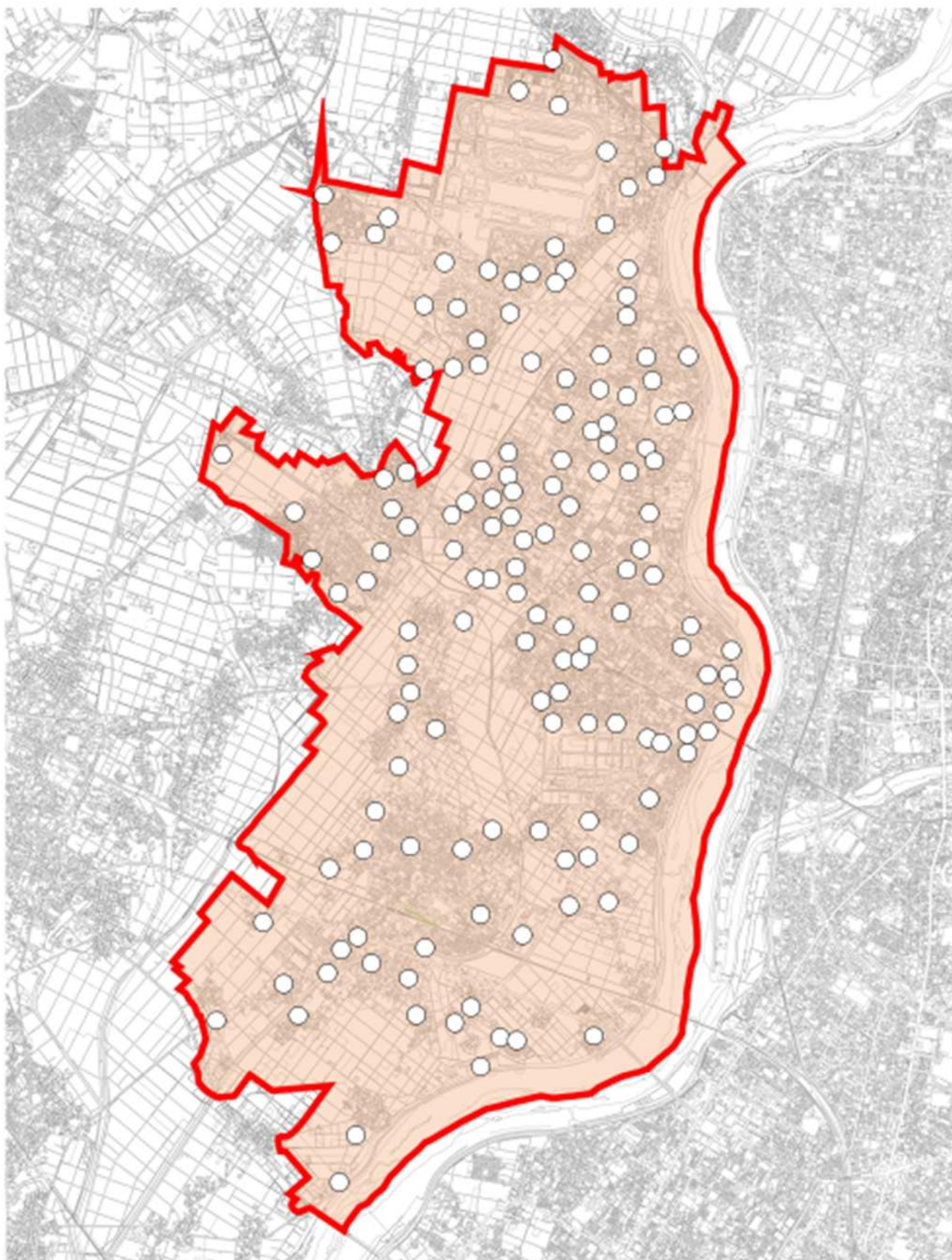
矢作デマンドで乗降できる場所としての停留所を設置する。

- ・ 地域住民の利便性及び矢作デマンドの運行効率及び安全性を考慮し、地域住民との合意をもとに設置する。
- ・ 停留所は以下のとおりとする。

【2022 年〇月〇日時点での停留所】 〇ヶ所

(現在検討中。次回会議時には記載。)

▲表 1 停留所一覧 (2022 年〇月〇日時点)



▲図2 停留所位置図（2022年6月30日時点）

※公安協議等により今後変更あり

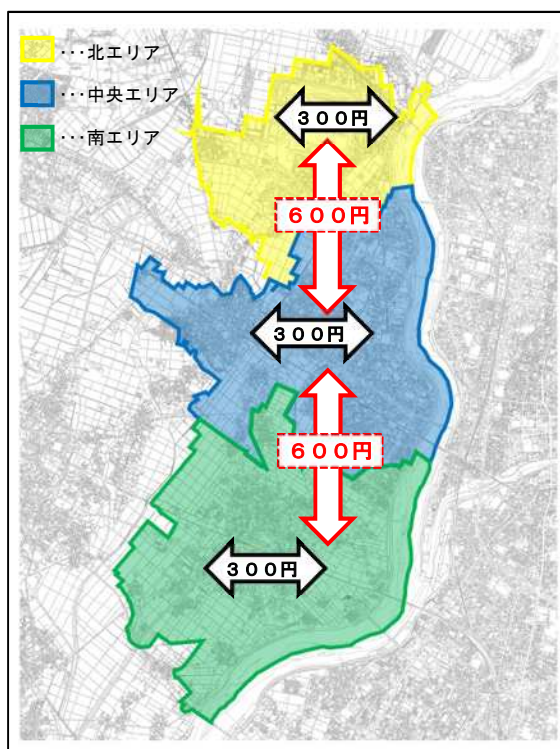
(6) 運賃

「北エリア」、「中央エリア」及び「南エリア」の各エリア内の移動は 1 乗車につき 1 人 300 円の定額とする。各エリアは図 4 に示すエリアとする。

「隣接エリア」への移動は 1 乗車につき 1 人 600 円の定額とする。

6 歳未満は無料とする。

- ・「北エリア」は北野小学校区とする。
- ・「中央エリア」は矢作東小学校区、矢作北小学校区及び矢作西小学校区とする。
- ・「南エリア」は矢作南小学校区とする。
- ・「隣接エリアは」それぞれ以下の組み合わせとする。
 - 「北エリア」の隣接エリア…「中央エリア」
 - 「中央エリア」の隣接エリア…「北エリア」及び「南エリア」
 - 「南エリア」の隣接エリア…「中央エリア」
- ・運賃は乗車につき 300 円及び 600 円（消費税及び地方消費税含む）の定額制とし、利用者は乗車時に当該運賃を払うものとする。
- ・障がい者、介助者、小学生以下等を含む全ての人は、上記の運賃とする。

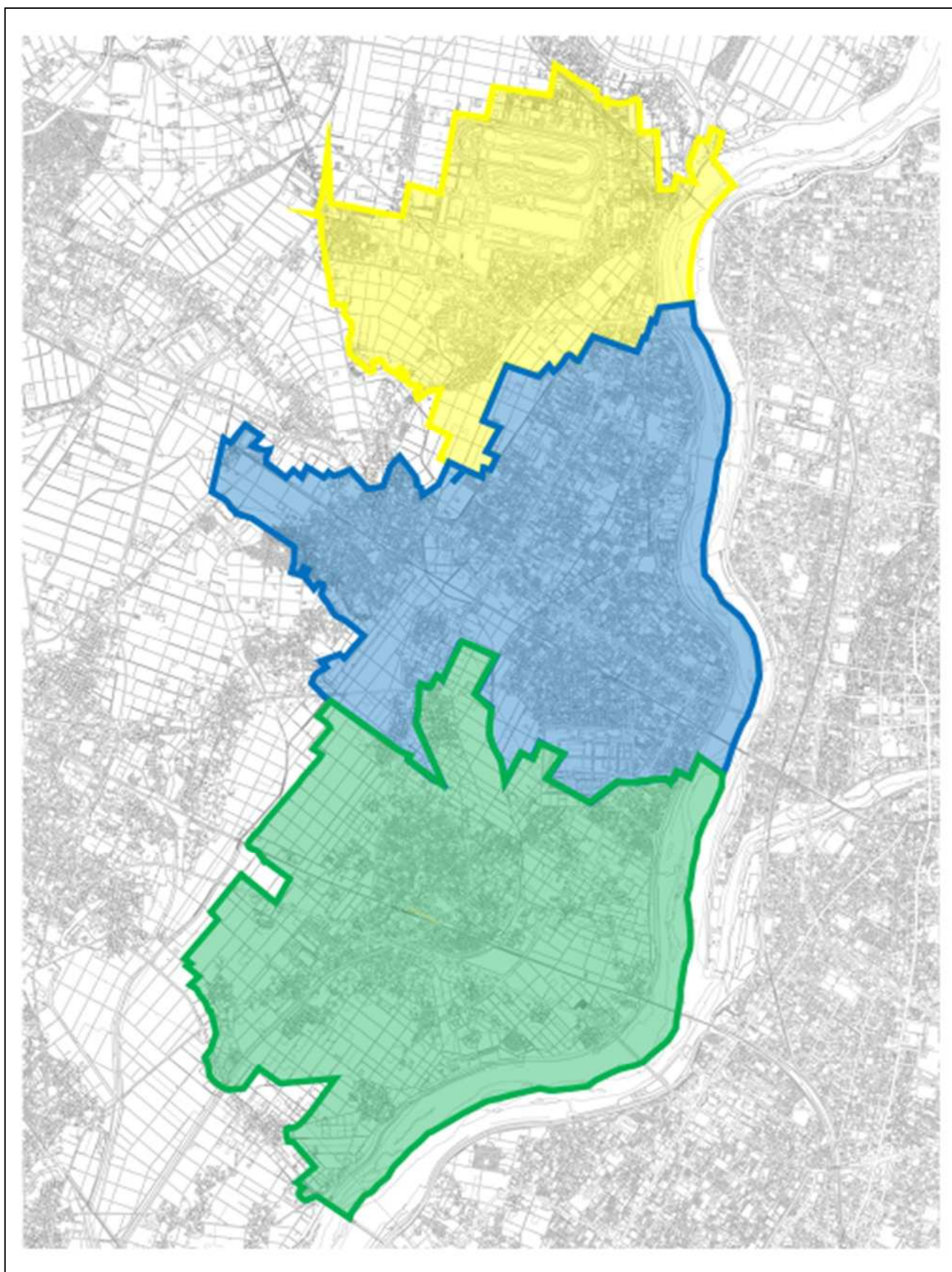


◀図 3 運賃

(7) 予約方法

矢作デマンドの利用を希望する会員は電話にて、利用希望日の 30 日前から利用希望日時の 30 分前までに、氏名、利用希望日時、乗降希望箇所を伝えるものとする。

- ・予約受付可能日時は平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、年末年始等、事業主体及び市が別に定めた日時を除く。



▲図4 エリア図

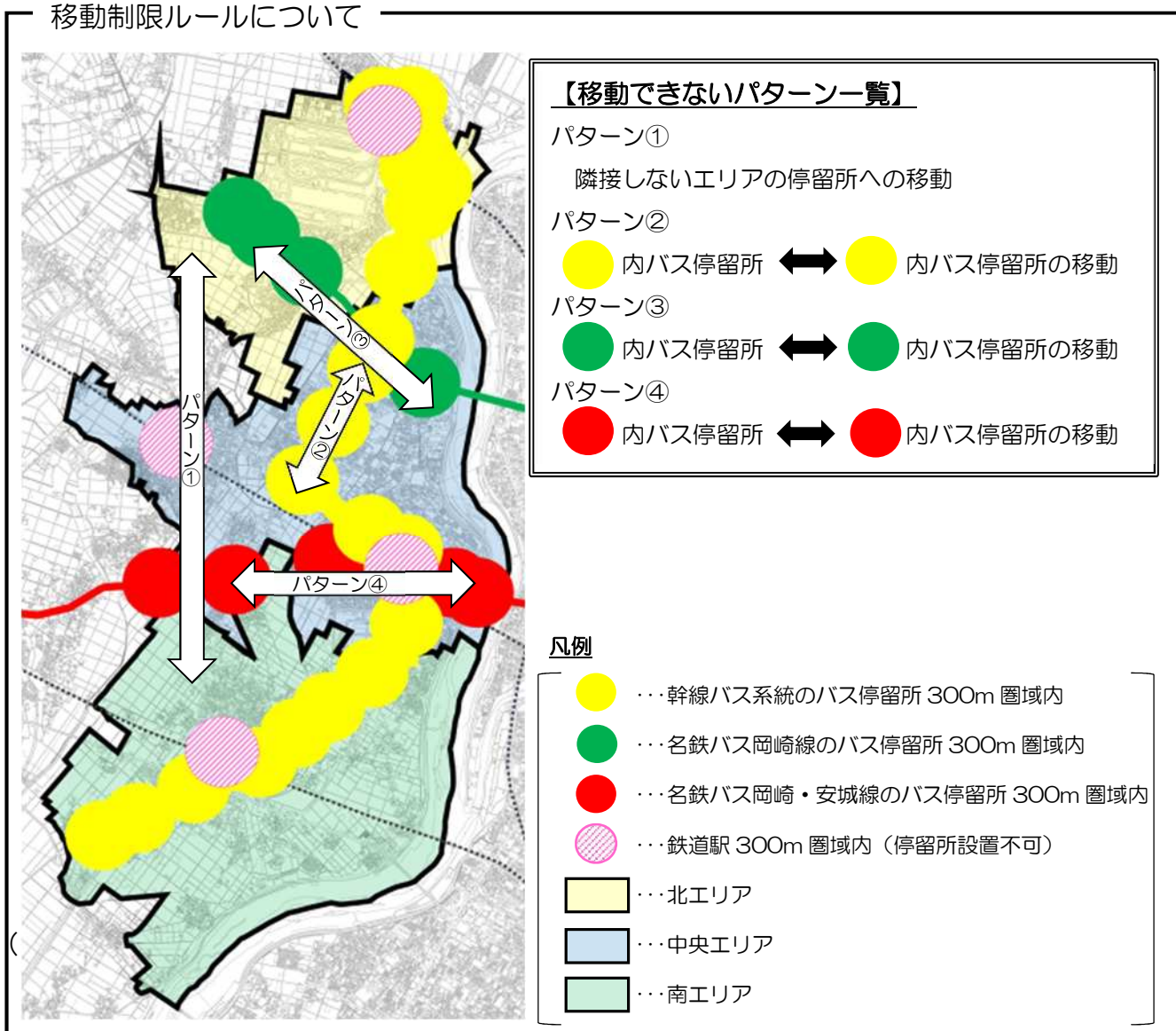
(8) 移動ルール

停留所間のみ移動を可能とする。

既存交通事業者に配慮して設定した移動制限ルールに該当する移動は禁止とする。

- ・ 既存交通事業者に配慮して設定した移動制限ルールを以下のとおり定める。
- ・ ① 隣接しないエリアの停留所には移動することができない。
- ・ ② 幹線バス系統のバス停留所 300m 圏域内(※1) どうしは移動することができない。
- ※1 …名鉄バス矢作循環線のバス停留所及び小望、島、坂戸のバス停留所の 300m 圏域内をいう。
- ・ ③ 名鉄バス岡崎線のバス停留所 300m 圏域内(※2) どうしは移動することができない。
- ※2 …名鉄バス岡崎線のバス停留所 300m 圏域内かつ幹線バス系統のバス停留所 300m 圏域外
- ・ ④ 名鉄バス岡崎・安城線のバス停留所 300m 圏域内(※3) どうしは移動することができない。
- ※3 …名鉄バス岡崎・安城線のバス停留所 300m 圏域内かつ幹線バス系統のバス停留所 300m 圏域外

移動制限ルールについて



▲図5 移動制限ルールイメージ

(9) 停留所の設置

(ア) 設置手続きについて

停留所の設置を行う場合は、本項目の（イ）を満たし、かつ、会員の発意後に矢作デマンド運営協議会（仮）（以下「運営協議会」という。）にて承認を受けたものののみ設置できるものとする。

- ・ 運営協議会での承認の際には、事業主体、市及び運行事業者が承認したものに限るものとする。
- ・ 停留所の安全等を配慮し、事前に公安への協議及び相談等を行うものとする。
- ・ 岡崎市交通政策会議にて速やかに報告するものとする。
- ・ 停留所の設置について発意する会員は十分な利用（延べ10人／月以上）が見込まれる場所にのみ発意できるものとする。

～停留所表示イメージ図～

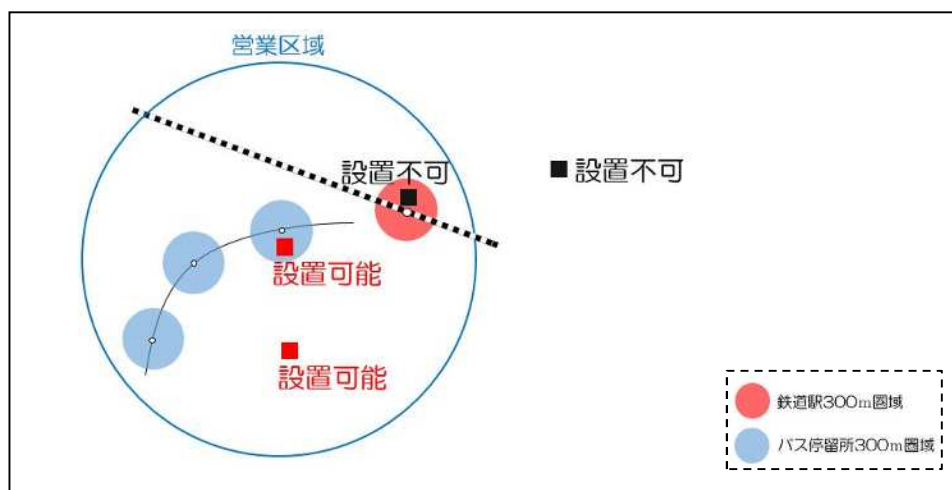


▲図6 停留所表示イメージ図

(イ) 設置位置について

停留所は、営業区域内の任意の場所に設置できるものとする。
ただし、既存バス路線及びタクシーとの共存を配慮したもののみ設置できるものとする。

- ・ 停留所は、地域住民の利便性及び矢作デマンドの運行効率及び安全性を考慮し、地域住民との合意をもとに設置するものとする。
 - ・ 「既存バス路線及びタクシーとの共存を配慮したもの」とは、以下の条件を満たしたものとする。
 - (a) 矢作地域内にある鉄道駅の半径300m圏域外であること。
- ※圏域内外の判断基準は、目的物全体が含まれるものか否かとする。



▲図7 停留所間設置位置イメージ図

(ウ) 設置時のスケジュールについて

(ア) の設置手続き完了後の翌日以降に設置できるものとする。

～設置イメージ～ 例：11月1日新規設置の場合



▲表2 停留所設置時スケジュール

(10) 停留所の廃止

(ア) 廃止手続きについて

停留所の廃止を行う場合には、会員、事業主体及び市のいずれかの発意後に運営協議会にて承認されたもののみ廃止できるものとする。

- ・運営協議会での承認の際には事業主体、市及び運行事業者が承認したものに限るものとする。
- ・岡崎市交通政策会議には速やかに報告を行うこととする。

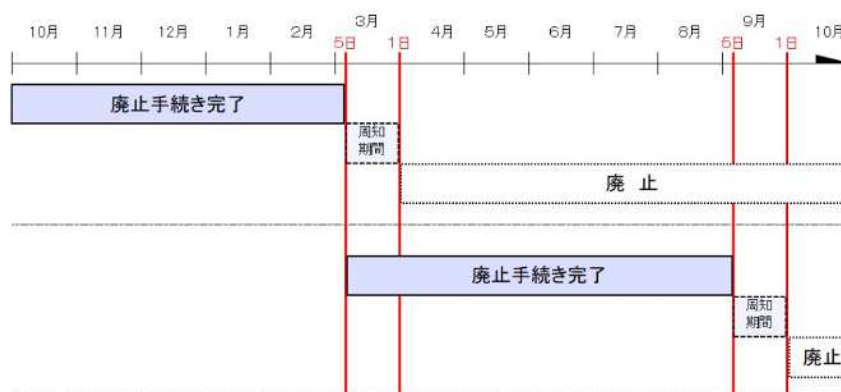
(イ) 廃止時のスケジュールについて

3月または9月（以下、「廃止月」という。）の5日までに（ア）の廃止手続きを行うことで廃止月の末日をもって廃止できるものとする。

停留所運用期間が6カ月未満の停留所については、利用者の利便性を考慮し、原則廃止できないものとする。ただし、事業主体及び市の判断により、廃止すべき特別な事由が認められる停留所については、この限りではない。

- ・廃止については会員の利便性を損なうものとなるため慎重に判断するものとする。

～廃止イメージ～



▲表3 停留所廃止時スケジュール

(11) 運行車両

実証運行する車両は計4台（本運行車両2台＋予備車両2台）とする。

- ・本運行車両2台は（ 運行事業者名 ）の所有するタクシー車両（定員4名、セダンタイプ又はJPNタクシー等）とし、予備車両2台についても同様とする。
- ・運行事業者は、上記計4台の車両を用いて道路運送法第21条第2項の規定に基づき、有償による乗合旅客運送を行う。

(12) 実証実験の検証項目

岡崎市交通政策会議において、次の表の項目について検証を行う。なお、必要に応じて検証内容・検証方法を見直すことにより、次期の運行計画へ反映をする。

項目	検証内容	検証方法
利用状況	・1日あたりの利用者数 ・時間別利用者数 ・曜日別利用者数 ・ODデータ ・年代別利用状況 ・登録者のうち未利用者数 ・予約不成立状況 ・既存交通との乗換え人数 ・リピート率	利用者データ
	・以前の主な移動手段 ・利用を始めた理由 ・利用をやめた人の理由 ・自家用車依存度 ・帰りの移動手段	アンケート
事業性	・収支	収支データ

▲表4 実証実験の検証項目

(13) 実証実験スケジュール

本実証実験は令和6年3月31日までとする。

実証実験開始後は運営協議会にて検証を行い、検証結果を岡崎市交通政策会議にて報告するものとする。

検証結果を基にそれ以降の運行計画案の変更等を運営協議会で協議し、必要に応じて岡崎市交通政策会議にて協議または報告するものとする。

- ・ 検証は、矢作デマンドの利用者データやアンケート等を用いて行う。

	2022												2023												2024								
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
運行期間										実証運行												利用状況等により、運行継続、増減使及び廃止等を検討											
岡崎市交通政策会議		☆ 報告		☆ 協議			☆ 協議	☆ 協議or報告		☆ 協議or報告		☆ 協議or報告	☆ 協議or報告		☆ 協議or報告	☆ 協議or報告		☆ 協議or報告	☆ 協議or報告		☆ 協議or報告		☆ 協議or報告		☆ 協議or報告	☆ 協議or報告		☆ 協議or報告	☆ 協議or報告				
検証 (6ヶ月ごと)															★ 検証						★ 検証						★ 検証						
矢作デマンド導入検討会議	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎		◎	◎		◎	◎		◎		◎	◎		◎	◎		◎	◎		◎	

▲表 5 実証実験スケジュール